## 参加無料



★好評につき

*追加開催!* 2017.12.13 開催

-と同内容です

## ■120年ぶりの大改正!

## 民法(債権法)改正のポイント

~改正法施行 (2020 年目処) 前にポイントを押さえよう!~

120年ぶりとなる民法改正法案が、2017年5月26日に参議院で可決・成立し、同6月2日に公布されました。民法改正法の施行日は、原則として公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、遅くとも2020年6月1日までに施行される予定です。

今回の改正は、民法のうち債権に関する定め(債権法)の見直しとなりますが、事業者がご商売を行う上で、契約書やリスク管理、業務手順等に大きな影響が出るものと予想されます。本セミナーでは、施行前に改正点のポイントを把握していただくために、改正の概要と目的、重要改正項目、施行前の準備等についてわかりやすく解説致します。

【日 時】 2018年2月8日(木)15:00~17:00

【場 所】 からすま京都ホテル 2F 「双舞」

(下京区烏丸通り四条下ル ※地下鉄「四条駅」南6番出口)

\*会場には専用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。

【内 容】 ◆民法改正の

- ◆民法改正の概要、目的、基本的な考え方
- ◆重要改正項目について(保証・約款・売買契約・消滅時効・その他)
- ◆施行前の準備について(契約書の変更・債権管理方針の見直し等)

【講 師】 弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所代表 弁護士 小林 章博 氏

【定 員】 100名 \*先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます。

【申込方法】 下記申込用紙にご記入のうえ、FAX または HP からお申込み下さい。

【問合せ】 京都商工会議所 中小企業経営支援センター洛央支部(担当:野川) TEL:075-212-6460

 FAX: 075-212-6920
 京都商工会議所 中小企業経営支援センター 行

 民法(債権法)改正セミナー 参加申込書

*事業所名:	
* 役職名 :	*氏名:
* 役職名 :	*氏名:
*所在地:(〒 – )	
*TEL: -	*FAX: -
*E-mail:	

ご記入頂いた個人情報等は、本セミナー実施運営に利用するほか、京都商工会議所の事業等で利用することがあります。